

**開発計画調査型技術協力  
事業事前評価表**

担当部署：地球環境部自然環境第二チーム

<b>1. 案件名</b>
国名：イラン国 案件名：(和名)イラン国ゲシュム島の「エコアイランド」構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト (英名)The Project for Community-Based Sustainable Development Master Plan of Qeshm Island toward "Eco-Island"
<b>2. 協力概要</b>
(1)事業の目的： イラン国ゲシュム島において、自由特区を除く地域の環境に配慮した地域住民の生活向上及び自然資源の保全を目的としたマスタープランの策定、自由特区も含めた島全体の既存マスタープランへの環境影響評価手法の導入、優先分野のアクションプラン策定、投資セミナーの開催を実施することにより、ゲシュム島のエコアイランド構想による1)地元住民の生計向上、2)自然資源の保全、3)環境に配慮した自由特区の開発を実施するための島全体のマスタープランがイラン側により改訂され、同マスタープランに基づいたゲシュム島の持続可能な開発に寄与する。 (2)調査期間：2015年11月～2018年10月を予定(計36か月) (3)総調査費用：××億円
(4)協力相手先機関：ゲシュム自由特区庁(Qeshm Free Zone Organization (QFZO))
(5)計画の対象(対象分野、対象規模等)： (a)調査対象分野： 地域開発、民間投資誘致、自然環境保全、観光、水産、農業、固形廃棄物管理、下水排水管理、電力開発等 (b)対象地域： ゲシュム島(面積：約1,700 km <sup>2</sup> 、人口：約13万人) (c)裨益者：QFZO職員、ゲシュム島の住民
<b>3. 協力の必要性・位置付け</b>
(1)現状及び問題点： ゲシュム島はホルムズ海峡上に浮かぶ地政学的に重要な約1,700 km <sup>2</sup> の大きな島で、島の一部が重工業、観光業用の自由特区(15年間の免税等)に指定され、貿易・経済の拠点であるだけでなく、石油・ガス田も有する、イランで6つある自由特区の中の一つである。 イランにおいては、ゲシュム島を含む自由特区は大統領府直轄となっている。イラン全体のGDPのうち6つの自由特区を含む特別区のGDPが占める割合は5.62%(イラン暦1386年=2007年3月～2008年3月/出所 Iran Statistical Center)で、割合は年々増加している(参考：イラン暦1381年は3.97%)ことから、その重要性は増していると言える。イラン5ヵ年開発計画第

112 条においても、自由特区の拡大が謳われている。現在ゲシュム島と本国を結ぶ橋を建設中(3 年後に完成予定)で、島内の港を拡張する計画もあり、イランにのみならず、独立国家共同体(以下、CIS)諸国等への物流経路としても、ゲシュム島の経済的重要性は今後益々高まると考えられる。

ゲシュム島の人口は約 13 万人で、人口増加率は 2.4%、2020 年には人口は 17 万人に達すると予想されている。またゲシュム島には、テヘラン、イスファハン、シーラーズ、キッシュ島などイラン国内の他都市のみならず、ドバイとの直行便を有する国際空港があるほか、ゲシュム島の周辺には、海産哺乳類等の希少動物の生息場、渡り鳥の飛来地、ウミガメの産卵地等があり、ペルシャ湾最大のマングローブ林やサンゴ礁、さらに陸地では UNESCO 支援の世界ジオパークネットワークが指定するイランで唯一のジオパークを有している。したがって、これらの自然資源を有機的に結びつけた観光産業へのポテンシャルは高い。

他方、ゲシュム島の環境は、石油・ガス開発や観光開発等により脅かされており、観光資源の劣化や環境汚染が進み、ジオパークは UNESCO の Red-List に載っている。またゲシュム島の経済活動は現地住民に裨益しておらず、石油・ガス産業は国の利益となり、即ち現地住民の雇用には繋がっておらず(島の失業率は 13%であり、イラン全体の 10.5%(2008 世銀)より高い)、その他産業も現地住民に十分に裨益していない。手工芸品を観光客に売り生計を立てる現地住民が多くいるが、その質は決して高くなく、マーケティング手法も未熟なため、生計向上につながっているとは言えない。また、現地住民の多くは零細漁業に従事しており、彼らの生活は環境汚染や違法漁業により脅かされている。現地住民の月収は一家族約 10,000 千リアル(現在の市場レートで約 310 米ドル、仮に 5 人家族だとすると一人当たり 62 米ドル)で、貧しい生活をしている。

1994 年にスウェーデンの民間企業(SWECO)が作成した島全体のマスタープランに基づいて開発を実施してきたが、全体的に内容が古く、現状との乖離が生じており、また具体的な提言に乏しい。加えて SWECO が作成した既存のマスタープランは自由特区外に居住する地元住民を巻き込んだ持続可能な開発や、環境に配慮した重工業等の開発については触れられていない。

よって、本協力で SWECO が作成した既存のマスタープランをレビューしつつ、自由特区を除く地域において、環境に配慮した地元住民の生計向上に関するパイロット事業の実施、自由特区を除く地域を対象とした地元住民と自然資源の持続可能な開発を目的とするマスタープランを策定する。また既存のマスタープランには環境影響に関する項目がないため環境影響評価手法を導入し、持続可能な自由特区開発に寄与する。加えて、優先分野(水産振興、観光振興、固形廃棄物管理、下水排水管理)に係るアクションプランの策定、民間企業向けの投資セミナーを実施することにより、ゲシュム島への具体的な計画を含めた民間投資全般の投資誘致に寄与する。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ:

イラン国国家第 5 次 5 年開発計画にある「自由特区内の貧困削減」に合致する。

(3) 他国機関の関連事業との整合性:

- 1) GEF(Global Environment Facility: 地球環境ファシリティ)2001 年以降、Small Grant Project(SGP:上限 5 万ドル)にて、ゲシュム島のコミュニティ開発に関するパイロットプロジェクトが 23 事業行われている。(手工芸品、ウミガメ保全、海

洋生態系保全、伝統建築保全、真珠養殖等)

2) スウェーデン民間企業: 1994年にゲシュム自由特区マスタープランを作成。

3) オーストラリア民間企業: 2003年にゲシュム島観光資源調査を実施。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ:

対イラン国援助重点分野 5 分野のうち、「都市と農村の格差是正」プログラムに位置づけられる。

#### 4. 協力の枠組み

(1) 調査項目:

1) 既存マスタープラン(SWECO)のレビュー

2) ゲシュム島の開発方針の検討

3) 社会経済フレームワークの見直し・策定(ベースライン調査含む)

4) 環境保全に係るフレームワークの策定(ベースライン調査含む)

5) 自由特区を除いた地域のための持続可能な暫定開発計画の策定

6) 自由特区を除いた地域のためのパイロットプロジェクトの実施

7) 自由特区を除いた地域のための持続可能な開発計画の策定

8) 自由特区を含めた既存マスタープランへの環境影響評価手法の導入

9) 自由特区を含めた優先分野のアクションプラン作成(観光振興、水産振興、固形廃棄物管理、下水排水管理)

10) 民間セクター向けの投資セミナー開催

(2) アウトプット(成果):

1) 自由特区を除いた地域のための持続可能な開発計画の策定

2) 自由特区を除いた地域のための住民参加によるパイロットプロジェクト実施

3) 自由特区を含めた既存マスタープランへの環境影響評価手法の導入

4) 自由特区を含めた優先分野(観光振興、水産振興、廃棄物管理、下水排水管理)のアクションプラン策定

5) QFZO 職員の能力向上

(3) インプット(投入): 以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント(分野/人数)

総括/地域開発/民間投資促進

社会・経済分析

土地利用/GIS

交通計画

農業開発計画(乾燥地農業)

環境管理計画(陸域)

環境管理計画(海域)

環境影響評価計画/民間投資促進

工業開発

発電・造水プラント

漁業/漁村開発計画

下水処理計画

固形廃棄物処理計画

観光振興計画(エコ・ツーリズム)

観光プロモーション・マーケティング

副総括/地域開発/参加型開発

参加型開発／観光振興  
参加型開発／漁業振興  
参加型開発／農業振興  
参加型開発／下水再利用計画  
業務調整／広報

／21名

(b)その他 研修員受入れ

a)ハイレベル向け

内容: QFZO 及びゲシュム郡政府などの関係機関のマネジメントレベルの  
関係者による日本の活動視察を行う。

期間: 1週間～2週間

人数: 5名

b)実務レベル向け

内容: パイロットプロジェクト実施時に組織するエコアイランド委員会のメンバー  
を本邦研修の対象者として、日本における地域開発を学ぶ。

期間: 4週間

人数: 4名～8名／年 (※プロジェクト期間中最大 24名)

#### 5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標

ゲシュム島における自由特区外に居住する地元住民の格差是正、自然資源の適切な管理、自由特区の環境に配慮した重工業、石油・ガス開発、発電分野等がエコアイランド構想のもとでの実施が期待される公共サービスの質の向上。

#### 6. 外部要因

(1)協力相手国内の事情: 経済制裁の影響により、政府機関の予算が不足する事態が生じる可能性がある。

#### 7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮(注)

(1)貧困・ジェンダー

本事業に関しては、パイロットプロジェクトにてジェンダー視点を取り入れた活動を行うことから、ジェンダー活動統合案件に分類される。

(2)環境社会配慮

本事業に関しては、パイロットプロジェクトを実施するが、新たな構造物建設等をはじめとした環境への望ましくない影響があり得る活動は実施しないため、環境への望ましくない影響は最小限であると判断し、環境カテゴリCとして分類した。

(3)その他

本事業は、重工業セクター等のゼロエミッション技術に係る能力強化が図られることで気候変動緩和策に資する。またマングローブ林やサンゴ礁の保全により、(気候リスクに伴う)洪水、土砂災害、高潮などによる被害が軽減されるため、気候変動適応策に資する。

#### 8. 過去の類似案件からの教訓の活用(注)

①イラン国チャハールマハール・バフティヤーリ州参加型森林・草地管理プロジェクト

プロジェクトの対象地の多くが国有地であったが、現地住民が慣習的に土地を利

用しているため、保護区の設置等の際し、現地住民との間に衝突が発生するなど、住民の調整や土地利用に際して時間を要した。ゲシュム島においても現地住民と保護区と保護区外の土地利用を前提とした活動が想定されるため、土地権利関係について事前に十分な調査を実施し、早期に対策を検討することとする。

#### 9. 今後の評価計画

##### (1) 事後評価に用いる指標

(a) 本事業で策定する環境に配慮した地元住民と自然資源の持続可能な開発を目的とするマスタープラン及び既存の SWECO マスタープランへの環境影響評価手法導入提案をもとにイラン側でゲシュム島全体のマスタープランを改訂、イラン政府内で承認され、リニューアルされる。

##### (2) 上記(1)を評価する方法および時期:

事業終了3年後 事後評価

#### 10. 広報計画

##### (1) 当該案件の広報上の特徴(アピールポイント)

1) 相手国にとっての特徴

2) 日本にとっての特徴

##### (2) 広報計画 (広報上の取り組み案を記載)

(注) 調査にあたっての配慮事項